

帝京長岡高校・吉田大教諭への不当処分に対する中労委命令を受けて

声 明

2021年1月22日

申立人 吉田 大

申立組合 帝京長岡高等学校職員労働組合
新潟県私立学校教職員組合連合

帝京長岡高校・吉田大教諭への懲戒処分、強化指定部(女子バレーボール部)監督外し等が組合員を理由とした不当労働行為に当たるとして新潟県労働委員会(以下、県労委)が下した初審命令(2017年11月2日付)に対し、学園がそれを不服として中央労働委員会(以下、中労委)に申立てた事件は、昨年12月16日付(命令書到着日は2021年1月21日)の中労委命令書によって、あらためて学園の不当労働行為を認定するものとなりました。学校法人帝京蒼柴学園・帝京長岡高校は2度にわたっての労働委員会という公的機関での不当労働行為の認定という事実を真摯に受け止め、深い反省とともに正常な労使関係の確立と学校正常化にむけて直ちに着手すべきです。

命令書では、吉田大教諭に対しておこなった「けん責」及び「謹慎」の懲戒処分は、組合員であることを理由にした不当な処分であるとして、県労委の初審命令に続き懲戒処分の撤回をあらためて命令しました。また中労委命令は「けん責処分及び謹慎処分を行ったこと」、吉田教諭に対し「組合に入れば本部から女子バレーボール部が強化指定部から外される、顧問からも外されるという趣旨の発言をし」たこと、「組合に入って強化指定部を持てるわけがないという趣旨の発言をし」たことを、「中央労働委員会において、不当労働行為であると認定されました。再びこのようなことを繰り返さないようにします」という謝罪文の「手交」だけでなく、「教務室内での掲示」(ポストノーツ)をすることを命じ、組合が求めた申立を認める命令となっています。

以上のように、中労委命令によっても学園による組合差別の不当労働行為が再度明確となりました。私たちは、組合員であることを理由にした差別を学園から一掃すること、教職員の身分が守られ安心して働くことができる職場をつくることを強く願い、こうして行政機関にも訴え判断を仰いできました。それは、教職員への差別が横行し、その身分が軽んじられる学校では、生徒や保護者、地域からの信頼は得られず、学園の発展もないとの思いからでした。

今回の中労委での審査の過程で、学園は中央委和解勧告の受入れを拒否した翌日の昨年3月11日、こともあろうに吉田教諭に対し3月31日付で普通解雇を通告、私たちの抗議を無視して解雇を強行しました。この解雇に関する地位保全の仮処分申立に対して新潟地裁長岡支部は昨年9月18日、「解雇権の濫用で無効」との決定を下しており、この問題も早急な解決が求められています。

私たちは、学園が中労委命令をすみやかに履行するとともに、吉田教諭の解雇撤回と教壇復帰を早急におこない、争議の全面解決と労使関係及び学園の正常化をはかるよう強く求めます。

私たちは、「差別をなくす」「人権を守る」ことは、教育の場でこそより尊重されなければならないと考えています。教職員が安心して教育活動に専念でき、生徒一人ひとりが大切にされる学校をつくっていくため、今後も引き続き奮闘していく決意です。

以上